

総 税 都 第 1 7 号
平成 2 2 年 4 月 1 日

各道府県税務主管部長
東 京 都 主 税 局 長 殿

総務省自治税務局長

自動車取得税における通常取引価額について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 1 8 条第 2 項各号に掲げる自動車の取得に係る自動車取得税の課税標準については、その取得の時ににおける当該自動車の通常取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額を取得価額とみなすこととされていますが、この通常取引価額の取扱いについては、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）によるほか、中古車の通常取引価額を算定するに当たっては、別添の「中古車残価率表」に定める残価率に御留意の上、適切に対処願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

また、「自動車取得税の運用について」（昭和 4 3 年 6 月 3 日自治府第 7 4 号自治省税務局長通達）は廃止します。

中古車残価率表

区分		経過年数	1年	1.5年	2年	2.5年	3年	3.5年	4年	4.5年	5年	5.5年	6年	耐用年数
家用	乗用自動車	一般	0.681	0.561	0.464	0.382	0.316	0.261	0.215	0.177	0.146	0.121	0.100	6年
		報道通信用	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
	トラック (含ライトバン)	一般	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
		ダンプ式	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
	バス		0.681	0.561	0.464	0.382	0.316	0.261	0.215	0.177	0.146	0.121	0.100	6年
	軽自動車		0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
	三輪自動車		0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
営業用	乗用自動車	総排気量 3,000cc超	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
		2,000cc超 3,000cc以下	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
		660cc超 2,000cc以下	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
	トラック (含ライトバン)	積載量 2 t 超	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
		2 t 以下	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
	バス		0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
	軽自動車		0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
特種用途自動車	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車、チップ製造車		0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、レッカーその他特殊車体を架装したもの	小型車 (2,000cc以下)	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
		その他	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年

(備考)

1. 「営業用」とは、当該自動車はその取得前に営業用として使われたことのある自動車をいい、「自家用」とは、それ以外の自動車をいう。
2. 営業用（1. 参照）の三輪自動車は、それぞれ区分して「営業用」の「乗用自動車」「トラック」「バス」又は「軽自動車」に含まれる。
3. 「経過年数」については、いわゆる自動車にあつては初度登録年の1月1日、軽自動車にあつては初度検査年の1月1日から起算し、自動車を取得した日の属する年の前年の12月31日までの年数に、次の年数を加算して計算する。
(イ) 1月1日から6月30日までの間に自動車を取得した場合 0.5年
(ロ) 7月1日から12月31日までの間に自動車を取得した場合 1年
4. その中古車の取得の日の属する年が、その中古車に係る初度登録年又は初度検査年と同一年であるときは、「経過年数」は1年として計算する。
5. 法第126条の規定による返還に係る自動車（新車として取得され、返還されたものに限る。）を返還後最初に取得した場合の「経過年数」については、4. の本文及びただし書にかかわらず、0.5年として計算する。なお、経過年数が0.5年の場合の残価率は、次のとおりである。

区 分	残価率
耐用年数6年のもの	0.825
〃 5年のもの	0.794
〃 4年のもの	0.750
〃 3年のもの	0.681

6. 本表は、耐用年数に達するまでの残価率を記載しているが、残価率が10%となってもなお残価が50万円を超える場合には、50万円以下に達するまで0.5年ごとに減価償却するものとする。なお、減価償却率は、次に掲げるところによる。

区 分	償却率
耐用年数6年のもの	0.319
〃 5年のもの	0.369
〃 4年のもの	0.438
〃 3年のもの	0.536